

保健福祉関係 つづき

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 33 | 痴呆性高齢者介護者支援事業 | 佐久市・臼田町・御代田町で実施していますが、実施方法に違いがあります。合併時、佐久市・臼田町の例により統一して新市において実施します。 概要 介護者の心身負担を軽減するとともに、介護者の支援を図る 実施内容 講演会、介護相談、相互の情報交換・交流など |
| 34 | 在宅要介護者歯科保健推進協議会 | 佐久市が設置しています。合併時、新市において設置します。 |
| 35 | 在宅要介護者歯科保健推進事業 | 佐久市・浅科村が実施していますが、事業内容に違いがあります。合併時、佐久市の例を基本に統一して新市において実施します。 概要 40歳以上の在宅要介護高齢者等を対象に、訪問歯科検診・歯科往診治療・口腔衛生指導を行う |
| 36 | 介護老人保健施設みすず苑管理運営事業 | 佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。 |
| 37 | シルバーランドみつい施設使用料 | 佐久市が徴収しています。合併時、現行どおりとします。 使用料対象施設 みついくリニック |
| 38 | 高齢者弔慰金 | 佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。 概要 90歳以上の高齢者の死亡に際し、長い歳月にわたりその知識や経験などにより、市の発展に貢献されたご苦労に対し敬意を表する 弔慰金 1,000円（その他、花輪を供える） |
| 39 | 老人福祉センター運営費補助金 | 佐久市・臼田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 |
| 40 | シルバー人材センター運営費補助金 | 佐久市・臼田町は佐久シルバー人材センターに、浅科村・御代田町は小諸北佐久シルバー人材センターに加入しています。合併時、佐久シルバー人材センターに加入します。 |
| 41 | 在日外国人高齢者特別給付金支給 | 佐久市・浅科村が実施しています。合併時、新市において実施します。 概要 新市に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることのできない高齢者に対し、特別給付金を支給する 支給額 月額 10,000円 |
| 42 | インフルエンザ予防接種自己負担免除者補助金 | 浅科村が実施しています。新市の各種予防接種事業で無料券交付により実施するため、合併時、廃止します。 |
| 43 | 小諸看護学院補助金 | 佐久市・浅科村・御代田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。 |
| 44 | 保健補導員会補助金 | 4市町村とも実施しています。合併時、組織を統一して実施します。 |
| 45 | 浅科村国保診療所負担金 | 浅科村が実施しています。合併時、現行どおりとします。 |

建設関係

| | | |
|----|----------------------|---|
| 46 | 業者選定 | 4市町村とも実施していますが、業者の格付基準・選定基準に違いがあります。合併時、業者の格付基準・選定基準を統一します。 概要 建設工事業者の工事種類の格付は経営事項審査結果通知書の総合評点を基準に行う。業者選定基準は、業者の地域性を考慮し、「全市」「北部又は南部」「地区」を単位とし、設計予定額の区分との組み合わせにより作成する |
| 47 | 南佐久土木振興会負担金 | 臼田町が負担しています。合併時、脱会となるため廃止します。 |
| 48 | 北佐久土木振興会 南佐久土木振興会 | 佐久市・浅科村・御代田町は北佐久土木振興会、臼田町は南佐久土木振興会に加入しています。北佐久土木振興会は平成16年3月31日に解散、また、南佐久土木振興会から臼田町は合併時、脱会します。 |
| 49 | 都市公園維持管理 | 4市町村で実施しています。合併時、佐久市の例を基本に実施します。 |
| 50 | 厚生住宅使用料・入居敷金 | 4市町村で実施していますが金額に違いがあります。使用料については合併時、現行どおりとします。敷金については、家賃の3ヶ月分を徴収します（現入居者からは徴収しない）。 |
| 51 | 改良住宅使用料・入居敷金 | 佐久市・臼田町・浅科村で実施していますが金額に違いがあります。使用料については合併時、現行どおりとします。敷金については、家賃の3ヶ月分を徴収します（現入居者からは徴収しない）。 |